

令和6年度における温室効果ガス等の排出の
削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和 7 年 5 月 1 6 日
国立大学法人岡山大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和6年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月 7 日 平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④-1建築物の設計、④-2建築物の維持管理、④-3建築物の改修、及び⑤産業廃棄物処理に関しては、以下のとおりである。

①電気の供給の環境配慮契約4件について、裾切り方式を採用し契約を行った。②自動車の購入及び賃貸借の未実施の1件は、山林管理に必要な仕様を満たす該当製品がないため実施していない。④-1建築物の設計に関する契約4件について、環境配慮型プロポーザル方式にて行った。④-2建築物の維持管理の1件は排出の削減についての工夫の余地がない業務だったため実施していない。④-3建築物の改修6件について省エネ改修事業に係る設計の契約を行った。⑤産業廃棄物処理の環境配慮契約は、1件について裾切り方式を採用し契約を行った。

なお、③船舶の調達、は該当する案件がなかった。

以 上